（施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合等）

第一条の二　［略］

［項を削る。］

2　施行令第一条の二第二項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ロに規定する厚生労働省令で定める者とする。

（施行令附則第四項の文部科学省令で定めるもの等）

第一条の二の二　施行令附則第四項に規定する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして文部科学省令で定めるものは、厚生年金保険法附則第四条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するものとする。

2　施行令附則第四項に規定する額は、加入者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額とする。

（施行令附則第五項加入者の資格取得又は喪失の申出等）

第一条の二の二　施行令附則第五項の申出は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を学校法人等を経て、事業団に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の氏名、生年月日及び住所

二　学校法人等の名称及び所在地

三　その他必要な事項

2　施行令附則第五項加入者の施行令附則第八項の申出は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を学校法人等を経て、事業団に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の氏名、生年月日及び住所

二　加入者等記号・番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　その他必要な事項

3　前二項の申出書の提出が行われた場合には、同時に、第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該各項の申出があつたものとみなす。

（短時間労働者）

第一条の二の二の三　［略］

（特定学校法人等の該当の届出）

第一条の二の三　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により初めて同項に規定する特定学校法人等（以下この条及び第一条の二の五の二において「特定学校法人等」という。）となつた学校法人等は、五日以内に、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

（四分の三以上代表者等）

第一条の二の五　［略］

（施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合等）

第一条の二　［同上］

2　施行令第一条の二第二項第二号に規定する文部科学省令で定めるものは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ロに規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するものとする。

3　施行令第一条の二第二項第二号に規定する額は、加入者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額とする。

4　施行令第一条の二第二項第三号に規定する文部科学省令で定める者は、厚生年金保険法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

（短時間労働者）

第一条の二の二の二　［同上］

（特定学校法人等の該当の届出）

第一条の二の三　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により初めて同項に規定する特定学校法人等（以下この条において「特定学校法人等」という。）となつた学校法人等は、五日以内に、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

（四分の三以上代表者等）

第一条の二の五　［同上］